

○真岡市企業立地促進事業費補助金交付要綱

平成10年3月6日

告示第8号

改正 平成14年3月28日告示第17号

平成15年4月1日告示第36号

平成17年8月25日告示第60号

平成18年3月29日告示第14号

平成21年3月16日告示第31号

平成23年4月1日告示第102号

平成26年8月1日告示第96号

令和7年4月1日告示第85号

(趣旨)

第1条 真岡市は、企業の誘致を推進することにより、地域産業の振興及び就業の場の確保を図るため、企業立地促進事業を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、真岡市補助金等交付規則（昭和43年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業立地促進事業 企業が真岡第4工業団地、真岡第5工業団地、大和田産業団地又は真岡てらうち産業団地に事業所を新增設する事業
- (2) 事業所 事業の用に供するために直接必要な施設
- (3) 投下固定資産総額 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産の取得額の合計

(名称)

第3条 この補助金の名称は、真岡市企業立地促進事業費補助金という。

(補助対象者及び要件)

第4条 補助の対象となる者は、市長が特に誘致する企業等で、次に掲げる要件のすべてを満たす企業立地促進事業を行う者とする。

- (1) 取得する用地の面積が1,000m²以上であること。
- (2) 用地の取得から5年以内に事業所の操業を開始すること。

(3) 固定資産税等を完納していること。

- 2 前項の規定にかかわらず、企業立地促進事業を行う者以外の者が用地を取得した場合においては、企業立地促進事業を行う者と用地を取得した者とを合わせて前項の要件を満たすと認められるときは、両者を補助対象者とする。

(補助金額等)

第5条 補助の対象は、企業立地促進事業に要した経費のうち、用地等投下固定資産総額の固定資産税等相当額とする。ただし、他の法令等により既に国、県、市等の補助の対象となった経費があるときは、これを除くものとする。

- 2 補助金の交付は、用地の取得1件に対し、1企業1億円を限度として3年以内とする。ただし、前条第2項の規定に該当する場合には、企業立地促進事業を行う者と用地を取得した者とを合わせて1億円を限度とし、1億円を超えた場合には、両者の固定資産税等相当額を按分して補助金額を決するものとする。

(事前報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として、事業所の操業開始日の属する年度の前年度の9月末日までに事業計画の概要を市長に報告するものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、真岡市企業立地促進事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に事業者概要調書(別記様式第2号)を添付し、市長に申請しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(二宮町の編入に伴う経過措置)

- 2 二宮町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、編入前の二宮町工場誘致条例(昭和61年二宮町条例第13号。以下「旧二宮町条例」という。)に規定する奨励措置(以下「奨励措置」という。)の指定がなされた者に対する奨励措置については、なお従前の例による。ただし、旧二宮町条例第9条の規定は適用しないものとする。
- 3 編入日前に二宮町の区域内の工業促進地域内に工場等を新設した者であって、この要綱の適用後、旧二宮町条例第4条第2号の要件に該当するものに対する奨励措置については、なお従前の例による。
- 4 編入日前に二宮町の区域内の工業促進地域内に工場用地を取得した者であって、この要

綱の適用後、旧二宮町条例第4条第3号の要件に該当するものに対する奨励措置については、なお従前の例による。

- 5 前2項に規定する者については、編入前の二宮町工場誘致条例施行規則（昭和61年二宮町規則第13号）第2条から第6条までの規定を適用する。

改正文（平成14年告示第17号）抄

平成14年4月1日以降申請する補助金から適用する。

改正文（平成15年告示第36号）抄

平成15年4月1日以降申請する補助金から適用する。

改正文（平成17年告示第60号）抄

平成17年9月1日以降申請する補助金から適用する。

改正文（平成18年告示第14号）抄

平成18年4月1日以降申請する補助金から適用する。

改正文（平成21年告示第31号）抄

平成21年3月23日から適用する。

改正文（平成23年告示第102号）抄

平成23年4月1日から適用する。

改正文（平成26年告示第96号）抄

平成26年8月1日から適用する。

改正文（令和7年告示第85号）抄

令和7年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

真岡市長 様

住所又は所在地

名 称

氏名又は代表者名

㊞

真岡市企業立地促進事業費補助金交付申請書

真岡市企業立地促進事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。なお、補助要件審査のため市税の納付状況について、調査することに同意いたします。

1. 補助金交付申請額 円

2. 添付資料

（1）事業者概要調書

（2）直近3期の財務状況（貸借対照表、損益計算書、財務指標等）

***** 市役所記入欄 *****

市税の納付状況	滞納なし ・ 滞納あり
	年 月 日 担当

別記様式第2号（第7条関係）

事業 者 概 要 調 書

1 事業者の名称		
2 代 表 者		
3 事業者の沿革		
4 資本（出資）金		
5 従 業 員 数		
6 業 種	主 要 製 品	
	主 要 取 引 先	
7 本 社 所 在 地	所 在 地	
	連 絡 先	
8 工 場 等 所 在 地		

9 施設の状況

(単位：㎡)

		本 社	工場	
土 地				
建 物	工 場			
	研 究 所			
	事 務 所			
	そ の 他			

別記様式第1号（第7条関係）

別記様式第2号（第7条関係）